



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1235	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1236	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	1
1237	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	2
1238	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1239	〃	(").....	2
1240	救急病院の認定	(医務課).....	3
1241	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
1242	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1243	道路の供用開始	(").....	3
1244	道路の区域変更	(").....	4
1245	〃	(").....	4
1246	道路の供用開始	(").....	4
1247	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5

○ 教育委員会告示

3	令和5年度和歌山県立高等学校生徒募集定員	5
---	----------------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

*77	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	7
-----	---	-------	---

告 示

和歌山県告示第1235号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南歯新 18-26	金川歯科医院	海南市名高77-13	令和 2.9.22
紀薬新 3-26	そうごう薬局紀の川店	紀の川市北勢田228-3	令和 4.9.30

和歌山県告示第1236号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局紀の川店	紀の川市北勢田228-3	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成4.9.30

和歌山県告示第1237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	名称	所在地	辞退年月日
海南歯新30-27	溝端歯科診療所	海南市名高479-3	令和4.10.8

和歌山県告示第1238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800574	すずのき	岩出市岡田543-2	生活介護	特定なし	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909	令和4.11.1

和歌山県告示第1239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310244	ミラノバ	伊都郡かつらぎ町佐野493-4	短期入所（併設型）	特定なし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	令和4.11.1

和歌山県告示第1240号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 済生会有田病院
- 2 所在地 有田郡湯浅町吉川52-6
- 3 有効期限 令和7年11月5日

和歌山県告示第1241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年10月7日から同年12月23日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市及び西牟婁郡白浜町

和歌山県告示第1242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市高野口町応其字平山492番6地先から同市吉原字東尾922番1地先まで	旧	4.42 } 8.52	111.50	
同上	新	5.62 } 35.37	111.50	

和歌山県告示第1243号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市高野口町応其字平山492番6地先から同市吉原字東尾922番1地先まで

供用開始の期日 令和4年11月8日

和歌山県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字岩ノ谷1番3地先から同町大字萩原字蔭り原1180番8地先まで	旧	5.10 } 8.80	1,660.00	
同上	新	8.50 } 31.50	1,660.20	

和歌山県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町太間川字抜田55番1地先から同町太間川字玉置20番2地先まで	旧	4.23 } 8.54	220.39	
同上	新	7.14 } 11.92	220.00	

和歌山県告示第1246号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 城すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町太間川字抜田55番1地先から同町太間川字玉置22番2地先まで

供用開始の期日 令和4年11月8日

和歌山県告示第1247号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3608	有田市下中島字畠ヶ中41番1の一部、42番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 4. 10. 20	6. 00	53. 07

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

令和5年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

令和4年11月8日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

令和5年度 和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1 (第1項関係)

〔全日制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋本	普通科	4	160
	※1 普通科(県立中)	1	40
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	1	40
紀北農芸	システム化学科	1	40
	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
笠田	環境工学科	1	40
	普通科	2	80
笠田	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
粉河	普通科	5	200
	理数科	1	40
那賀	普通科	6	240
	国際科	1	40
貴志川	普通科	2	80
	人間科学科	1	40
和歌山北	普通科(北校舎)	8	320
	普通科(西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	1	40
和歌山	総合学科	5	200
向陽	普通科	6	240
	※1 環境科学科	2	80
桐蔭	普通科	5	200
	※1 普通科(県立中)	2	80
和歌山東	普通科	5	200
星林	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	1	40
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
和歌山商業	創造技術科	1	40
	ビジネス創造科	7	280

別表第2 (第2項関係)

〔定時制の課程〕

学校名	学科名	学級数	定員
※3 伊都中央	普通科	昼間	2
		夜間	1
※3 きのくに青雲	普通科	昼間	2
		夜間	1
和歌山工業	情報会計科	夜間	1
		機械電気科	夜間
和歌山工業	建築科	夜間	1
		普通科	夜間
耐久	普通科	夜間	1
日高	普通科	夜間	1
※3 南紀	普通科	昼間	1
		夜間	1
新宮	普通科	夜間	1
合計		14	495

※3 単位制高等学校である伊都中央、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3 (第3項関係)

〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
伊都中央	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南紀	普通科	

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち1クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 箕島高等学校は、普通科の普通コース及びスポーツコースを「普通科系」とし、情報経営科及び機械科を「専門学科系」とする。

※3 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

※4 南部高等学校食と農園科調理コースの人数は、24人以内とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第77号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年11月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

和歌山市友田町3番地の65	和歌山市宮北地区集会所	を
和歌山市友田町三丁目65番地	和歌山市宮北地区集会所	に、
海南市下津町下津3066番地16	下津港湾会館	を
海南市下津町下津3066番地16 海南市下津町大崎383番地	下津港湾会館 旧大崎小学校体育館	に、
橋本市隅田町中島189番地の1 橋本市高野口町大野145番地の2	橋本市東部コミュニティセンター 橋本市高野口体育館	を
橋本市隅田町中島189番地の1	橋本市東部コミュニティセンター	に、
有田郡湯浅町大字湯浅1675番地1	湯浅町地域福祉センター	を
有田郡湯浅町大字栖原126番地	湯浅町地域福祉センター	に、
西牟婁郡白浜町安居313番地	高齢者活動促進施設みまい荘	を
西牟婁郡白浜町安居312番地の1	高齢者活動促進施設みまい荘	に

改める。